

NAFTAと北米地域における 畜産物貿易の構造変化

〔要 旨〕

- 1 2004年3月に懸案であったメキシコとの自由貿易協定（Free Trade Agreement：以下FTA）交渉が実質的に合意に達した。豚肉を中心とする農畜産物が合意の障害物とみられ、「農業悪玉論」が台頭していただけに、交渉妥結によって農業部門への批判を回避できた。
今後も東南アジアを中心にFTA交渉が控えているだけに、引き続き今回のような困難な交渉が予想されるが、問題となるのはその評価である。FTAが急激に増えた要因は直接的にはWTO交渉の行き詰まりで、FTA推進は交渉上の戦略のひとつであるとも考えられる。したがって、WTO体制におけるFTAの許容範囲やその位置付けを十分に検討することなく、現実の協定締結だけが進行している。
- 2 FTAの歴史が浅いため、検討の対象となる協定は限定されているが、その中でも参考になるのが、89年の米加自由貿易協定およびその後継で94年に発効した北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement：以下NAFTA）である。
たしかに、NAFTA発効からの10年間をみると、アメリカ、カナダ、メキシコ間の貿易は拡大し、各国の農畜産物貿易全体に占める比率も高くなっている。それだけ域内の貿易関係が緊密化していることを示している。
しかしながら、その構造は、カナダからアメリカ、メキシコと一方的に流れるという構造となっている。NAFTA本来の目的である関税の撤廃が進んだ品目で、近年貿易の増加が著しい牛肉と豚肉の取引においては、最後に日本（牛肉では韓国も含む）という輸出市場が存在してはじめて完結する図式となっている。ただし、カナダとアメリカのBSE発生を受けてこのような状況は大きく変化するものと予想されるだけに、今後の状況変化に注目する必要がある。牛や豚の生体での取引についても同様である。
- 3 他方、各国間の協定には様々な例外品目が盛り込まれ、関税撤廃の対象外とされている。特に、日本の米に相当する基幹品目といえる乳製品に関しては、カナダもアメリカもその手厚い国内保護を守るために、乳製品を例外品目としている。
このような品目間の相違は、各国がその自然的かつ歴史的条件の枠内で独自の農業政策を展開しているからで、協定国間で急に関税を撤廃することは非常に困難であることを示している。それだけに、対アメリカ交渉において例外品目を設けなかったメキシコにおいて、協定の内容を見直す動きが出ていることは注目される。

目次

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1 はじめに | 3 北米自由貿易協定(NAFTA)と各国の農政 |
| 2 北米地域における域内貿易の拡大 | (1) 自由貿易協定の目的と内容 |
| (1) アメリカを中心とした農畜産物貿易の特徴 | (2) 各国間協定の内容 |
| (2) 北米における域内貿易の構造 | (3) NAFTAにおける貿易紛争 |
| | 4 まとめ |

1 はじめに

2004年3月に懸案であったメキシコとの自由貿易協定(Free Trade Agreement:以下FTA)交渉が実質的に合意に達した。豚肉を中心とする農畜産物が合意の障害物とみられ、「農業悪玉論」が台頭しつつあっただけに、交渉妥結によって農業部門への批判を回避することができた。

今後も東南アジアを中心にFTA交渉が控えているだけに、引き続き今回のような困難な交渉が予想されるが、問題となるのはその評価である。FTAが急激に増えた要因は直接的にはWTO交渉の行き詰まりで、FTA推進は交渉上の戦略のひとつであるとも考えられる。したがって、WTO体制におけるFTAの許容範囲やその位置付けを十分に検討することなく、現実の協定締結だけが進行している。

FTAの歴史が浅いため、検討の対象となる協定は限定されているが、その中でも参考になるのが、1989年の米加自由貿易協定およびその後継で94年に発効した北米自由貿易協定(North American Free Trade

Agreement:以下NAFTA)である。そこで、本稿では畜産物を対象に、NAFTA締結国であるアメリカ、カナダ、メキシコ間の農畜産物貿易の現状、構造的特徴に関してアメリカを中心に据えて整理する。包括的な評価まで分析を進めることは現時点では困難であるため、農畜産物貿易をめぐる問題点や紛争を整理して、FTAの抱える課題を示すことを目的としたい。

なお、カナダとアメリカにおいてBSEが発生し、生体の牛および牛肉の取引に甚大な影響が出ているが、データの制約などから本稿の対象はBSE発生以前に限定する。

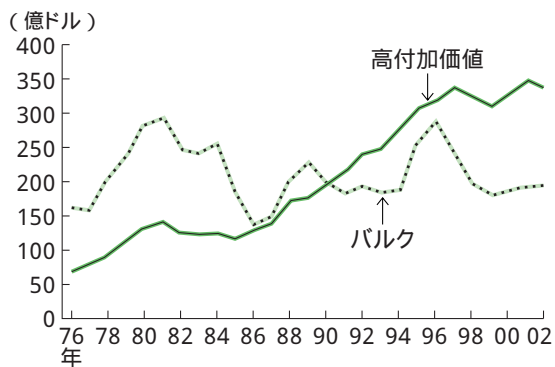
2 北米地域における域内貿易の拡大

(1) アメリカを中心とした農畜産物貿易の特徴

まず、アメリカの農畜産物貿易をみてみよう。まず、近年の特徴として高付加価値品目の増加があげられる。96年をピークとする穀物価格の上昇によって一時的に穀物などのバルク輸出が増えたが、90年以降は

高付加価値製品がバルク製品を追い越し、高付加価値製品が輸出の主力を担いつつある(注1)(第1図)。その中でも重要なのが食肉製品である。アメリカ農務省(U.S. Department of Agriculture:以下USDA)の経済調査局(Economic Research Service:以下ERS)のデータによると、90年代前半(90~96年)と後半(97~00年)の食肉製品の平均輸出額は86億ドルから109億ドルへ大幅に増加しているのに対して、穀物が同時期に120億ドルから99億ドルまで減少するなど、バルク輸出は軒並み減少している(注2)。

第1図 アメリカのバルク製品と高付加価値製品輸出額の推移



資料 USDA ERSの資料より作成
(注) バルクには、小麦、米、飼料作物、油糧種子、綿花、タバコが含まれる。

第1表 アメリカの農畜産物の相手国(地域)別輸出入額

輸出	(単位 10億ドル)		輸入	(単位 10億ドル)	
	90~96年	97~00		90~96	97~00
日本	93	96	カナダ	46	79
EU	76	77	EU	53	75
カナダ	51	70	メキシコ	29	46
メキシコ	37	58	ブラジル	13	14
韓国	26	27	インドネシア	10	13
台湾	22	22	コロンビア	09	13
中国	11	14	オーストラリア	10	12
香港	10	14	ニュージーランド	08	09
エジプト	09	10	チリ	05	09
ロシア	10	09	コスタリカ	05	08

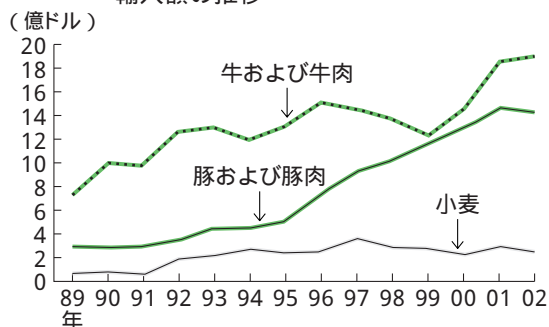
資料 USDAのERSのデータ
(<http://www.ers.usda.gov/Briefing/AgTrade/usagriculturaltrade.htm>)

貿易相手地域別にみると、近年のアメリカの農産物貿易で顕著なのが、カナダ、メキシコとの域内貿易の拡大である(第1表)。同じUSDAのデータから、90年代前半と後半の相手地域(国)別平均輸出額をみると、日本とEUが横ばいなのに対して、カナダとメキシコ向け輸出の伸びが著しい。これは輸入についても同様で、カナダとメキシコからの輸入が急増している。特にカナダからの輸入額はEUを上回る規模にまで達しており、域内貿易比率の増加が著しい。

カナダのアメリカ依存はさらに急激である。たとえば、農産物・食品輸出に占めるアメリカ向け比率は、米加自由貿易協定直前の88年には29%であったが、02年には67%まで増えている。逆に、日本やEUのシェアは、それぞれ14%から9.2%、9%から4.8%に減少している。また、メキシコのシェアも02年時点で3%と少なく、カナダはアメリカ市場への依存を急激に強めている(注3)。品目別にみると、アメリカのカナダからの輸入の中で増加が著しいのが食肉製品で、カナダの主要農産物輸出品目である小麦と比べると、その差は歴然としている(第2図)。

次に高付加価値製品の代表である畜産物の貿易についてみてみよう。まず、牛肉貿易であるが、アメリカの牛肉貿易は、90年代は輸出超過であったが、97年ごろから輸入が急激に増え、01年には輸入額が輸出額を超え

第2図 アメリカのカナダからの小麦と畜産物の輸入額の推移



資料 USDAの貿易データベース(Fatus)より作成

赤字に転換している。赤字になった最大の要因は対カナダ貿易の赤字である。対カナダ貿易は96年に赤字に転落すると、その後急激に赤字額を拡大していった(第3図)。逆にメキシコに対しては、同時期に輸出増加によって黒字額が拡大したが、対カナダ貿易の赤字額を埋めるほどではない。

02年のアメリカの牛肉輸出総額に占める国別シェアをみると、日本(33%)と韓国(24%)、メキシコ(23%)だけで約80%を占めている。このように少数の国に集中する傾向は輸入についても当てはまる。やはり02年の輸入総額のうち、カナダ(41%)とオーストラリア(32%)、ニュージーランド(17%)の3国だけで90%に達している。

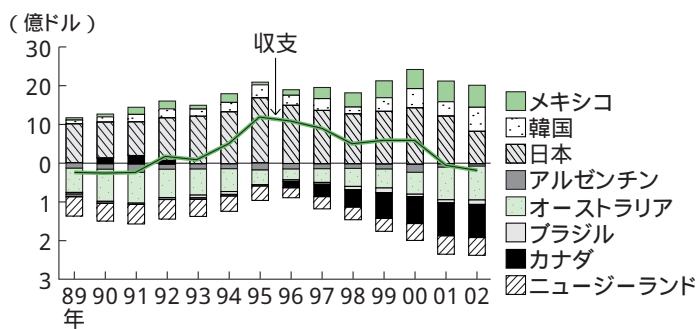
次に豚肉についてみてみよう。豚肉貿易は、輸入が輸出を超過する赤字状態がしばらく続いたが、牛肉とは対照的に輸出が急激に拡大した。95年に黒字を記録するとその後も順調に伸びて、02年には13億ドルにまで達している。ただし、輸入額も輸出額と同じように拡大しているために、黒字額は

は3億ドル程度で推移している。

輸出相手国別にみると対日輸出が最も大きい(第4図)。ただし、96年に74%にまで拡大すると、その後はやや減少に転じ、60%前後で推移している。対照的にシェアを伸ばしているのがカナダやメキシコである。特にカナダのシェアは96年ごろの6%前後から増えつづけ、02年には12%に達している。対メキシコ輸出も97年から拡大に転じ現在では13%近くを占めている。

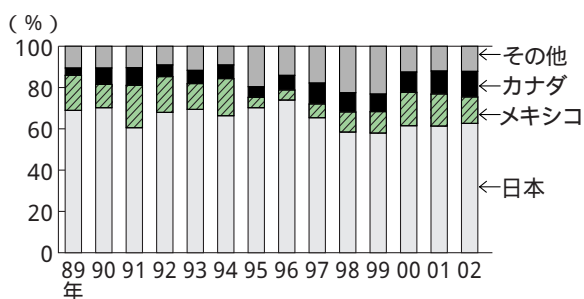
輸入相手国別にみると、最大の輸入相手国はカナダで02年時点の輸入総額の約74%と圧倒的なシェアを占めている。したがって、カナダ向け輸出が増えているとはいえ、対カナダ貿易はアメリカにとっては大幅赤字である。なお、メキシコからの輸入額は

第3図 アメリカの牛肉貿易の相手国別収支



資料 第2図と同じ

第4図 アメリカの豚肉の輸出相手国別シェアの推移



資料 第2図と同じ

近年急増しているが、そのシェアは無視しうるほど小さい。

- (注1) アメリカの農畜産貿易における高付加価値製品の役割については藤本(2003)を参照。
- (注2) USDA ERSのホームページ
(<http://ers.usda.gov/briefing/agtrade/usagriculturaltrade.htm>)
- (注3) 松原(2004), 32頁。

(2) 北米における域内貿易の構造

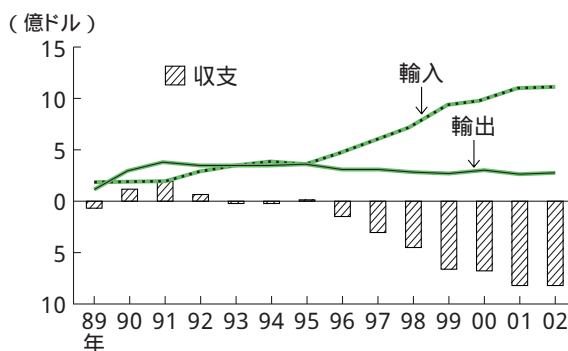
このような分析結果からだけでも、次のような特徴が明らかとなる。まず、牛肉にしても豚肉にしても、北米地域内の取引はほぼ北から南への一方通行である。第5-1, 5-2図はアメリカのカナダとメキシコとの牛肉取引を示したものである。これによると、NAFTAが発効した94年直後から対カナダ貿易では輸入が急増している。また、対メキシコ貿易では輸出が94年12月に発生した通貨危機の影響を受けて減少したものの、その後急激に増加している。逆に、メキシコからの輸入は文字通り無視できるほど小さいし、カナダ向け輸出額にしても輸入額の25%程度にすぎない。このような傾向は豚肉でも同じで、対メキシコ貿易ではアメリカの一方的な黒字が、対カナダ貿易

ではアメリカの大幅な赤字となっている。

また、近年の畜産物貿易の中で特に注目されるのが、生体での家畜の輸入増加である。特に著しいのが豚の生体取引で、アメリカは完全な輸入超過である。95年に前年の90万頭からいきなり170万頭に急増すると、その後も加速度的に増えつづけ、02年には574万頭にまで拡大している。これに対して輸出頭数は02年でわずか12万頭である。輸入される豚のほぼ100%がカナダからの輸入なのに対して、輸出については、ERSのレポートによると99年から01年までの3年間の平均頭数をみるとメキシコが78%を占め、カナダはわずか3%である。つまり、カナダから大量の豚が一方的に流入しているのである。

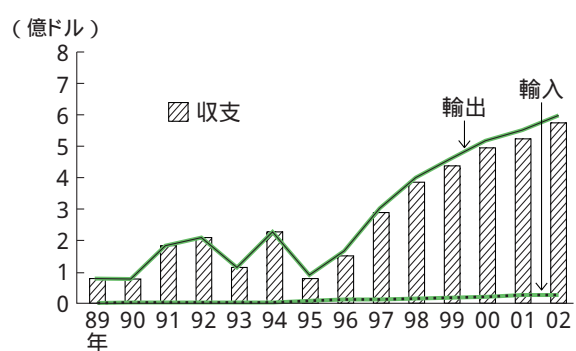
牛の生体取引においてもアメリカは完全に輸入超過国である。02年をみると、輸入頭数が250万頭なのに対して、輸出頭数はわずか13万頭にすぎない。輸入相手国をみると、やはりカナダが最大で02年に170万頭(67%)を輸入している。豚と異なりメキシコからの輸入も多く、残り80万頭強をメキシコから輸入している。

第5-1図 アメリカの対カナダ牛肉貿易の推移



資料 第2図と同じ

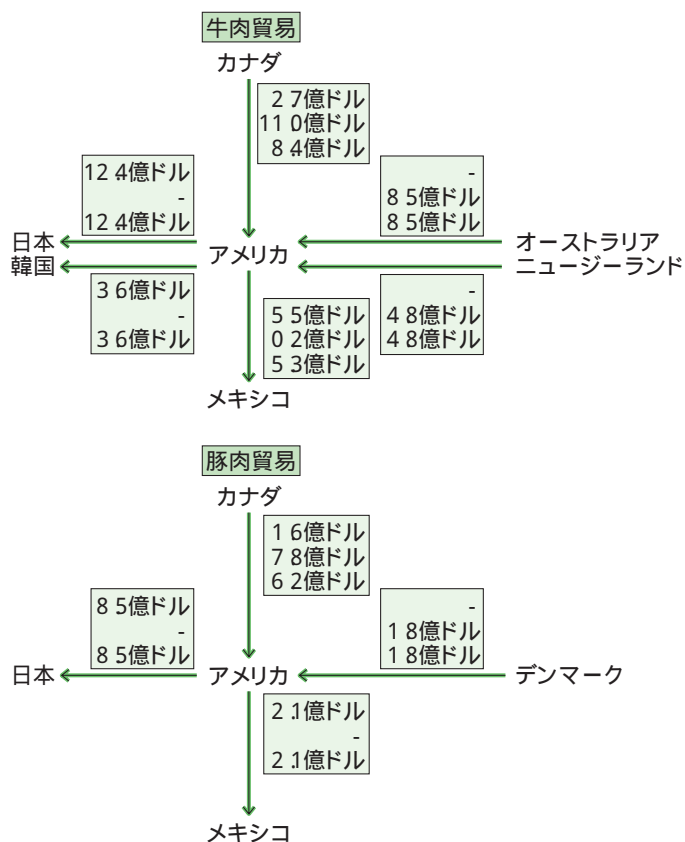
第5-2図 アメリカの対メキシコ牛肉貿易の推移



それでもアメリカの畜産貿易がバランスを取ることができるのは、日本市場という巨大な輸出市場があるからである。豚肉が95年から黒字に転換したのは、対日貿易の黒字額がカナダやデンマークとの間の赤字額を相殺できる規模に拡大したためである(第6図)。これはメキシコにとっても同じで、同国の豚肉輸出の大半は日本向けである。たとえば、00年のメキシコの豚肉輸出量4万2,000トン(冷凍と冷蔵の両方を含む)のうち対日輸出量は約4万トンで、輸出全体の95%を占めている。^(注5)

これは牛肉の場合も同じである。牛肉の

第6図 アメリカを中心とする牛肉と豚肉の貿易構造(2001年)



資料 第2図と同じ
(注) 図中の数値は、上からアメリカからの輸出、アメリカへの輸入、収支、なお、「-」は0.1億ドル未満。

場合は主要貿易相手国に輸出では韓国が、輸入ではオーストラリアやニュージーランドが加わるが、基本的には豚肉と同じ貿易構造を有しており、対カナダやオーストラリア、ニュージーランド貿易の赤字を日本と韓国、あるいはメキシコへの輸出によって補完するという図式となっている(第6図)。

このような貿易構造に変化の背景には、カナダドル安などマクロ要因のほかに、国境を越えた積極的な企業の投資がある。たとえば、カナダ最大の肉牛産地であるアルバータ州におけるアメリカ系大手パッカー^(注6)の進出がある。カナダにおける肥育牛の飼養頭数において、同州のシェアは80年から93年の間に34%から43%に、牛(子牛を含む)の解体処理ではやはり同時に37%から47%に増えている。また、カナダの輸出向け牛肉のおよそ70%がアルバータ州の食肉工場解体・処理されており、同州はまさにカナダの牛肉産業の中心地といえる。

カーギル社は、米加自由貿易協定が発効した89年にカナダ・アルバータ州に日産1,600頭の処理能力を有するハイリバー工場を開設して一躍カナダの牛肉処理業界のトップになった。その後、世界最大の牛肉処理業者であったIBP社(後にタイソンフーズ社に買収される)も買収によって進出した。したがって、先述したカナダからアメリカへの牛肉輸出

の増加はこのようなアメリカ系パッカーが担っているといえる。なお、カーギル社は、87年にアルバータ州の飼料製造会社を買収しており、肉牛肥育において多角的に事業展開を行っている点にも注目する必要がある。

メキシコの豚肉輸出にもアメリカ系パッカーがかかわっている。先述したように、豚肉輸出では、メキシコは北米地域内貿易での赤字を部分的にはあるが対日輸出でカバーしている構図になっている。特に、豚肉は農畜産物の対日輸出全体のほぼ半分^(注7)を占める主要品目である。

ただし、現在豚コレラの関係で日本に輸出できるのは3州に限定されている。その中で日本への輸出の大半を担っているのがソノラ州である。同州の対日輸出に従事している約10の企業の中で大手といえる企業にNORSON社がある。同社は、72年に養豚農家の任意組合として発足したが、その後アメリカの大手パッカーであるスミスフィールド社の出資を受けて、合併となっている。養豚から豚肉加工製品製造まで一貫して行う垂直型企業で、加工される豚はすべて自社農場産である^(注8)という。このようにNAFTAは、単に市場アクセスを拡大させるだけではなく、投資環境の整備という重要な役割も果たしている。

(注4) ERSのホームページのデータより。
(<http://www.ers.usda.gov/Briefing/Hogs/trade.htm>)

(注5) 渡辺・樋口(2001)を参照。

(注6) ブルースター・ニーン(中野一新監訳)
(1997), 167~169頁。

(注7) Food & Agriculture, JETRO, 2002年
10月28日(2410号), 6頁。

(注8)(注7)に同じ

3 北米自由貿易協定(NAFTA) と各国の農政

(1) 自由貿易協定の目的と内容

NAFTAは、94年に発効したが、農業分野に関しては89年に発効した米加自由貿易協定にアメリカ・メキシコ間およびカナダ・メキシコ間の2つの新たな農産物貿易協定が追加された形式となっている。アメリカ、カナダ、メキシコは、それぞれに農産物の価格や所得を支持する国内政策を有し、このような政策を遂行するために様々な貿易の制限措置をとっているため、共通の政策を打ち出すことは政治的に困難な課題である。

農畜産物の市場アクセスに関しては、輸入数量制限、その他の制限的措置(たとえばメキシコの輸入ライセンス)などの非関税障壁を関税割当に置き換えたうえで、既存の関税と合わせて、即時、5年目、10年目、15年目というスケジュールで関税を完全に撤廃する。なお、アメリカとカナダについては、89年に発効した米加自由貿易の合意内容を継続し、同協定に盛り込まれた3段階のスケジュール(即時、5年目、10年目)に基づいてすでに関税撤廃は実施され、10年目の98年に完了している。

ただし、関税撤廃の例外が認められている。これが関税撤廃の対象外となる例外品

第2表 NAFTAにおける例外品目

		例外品目
アメリカ側 カナダ側	アメリカ側	乳製品,ピーナッツ,ピーナッツ
	カナダ側	バター,砂糖,砂糖含有品,綿花 乳製品,家きん肉,卵,マーガリン
カナダ・メキシコ間		乳製品,家きん肉,卵および卵製品, 砂糖,砂糖含有品
アメリカ・メキシコ間		なし

資料 JETRO(2003)

目で、例外品目に含まれる品目については関税が残ることになる(第2表)。ただし、メキシコは対アメリカとの協定の中で例外品目を設けていないので、メキシコの全品目の関税が事前に設定したNAFTAのスケジュールにしたがって撤廃されることになった。それ以外のアメリカ・カナダ、カナダ・メキシコ、各二国間協定やアメリカの対メキシコの政策には例外品目が含まれることになるが、例外品目で共通しているのが乳製品である。これはNAFTA諸国にとって酪農がきわめて重要な分野であることを示している。^(注9)

このように、輸入障壁の撤廃を原則に掲げながら、すべての農産物の関税が撤廃されたわけではなく、重要な品目については例外扱いにして対象から除外している。むしろ、このような例外措置は政治的に微妙な問題を棚上げして、協定締結を促進する手法として定着している。なお、一部農畜産物については、当該農畜産物の関税が撤廃されるまで、輸入急増が発生した場合には特別セーフガードを発動することができ^(注10)る。

協定の解釈や運用に係る紛争は、協定の

手続き、WTOの手続きのいずれかを選択することができる。どちらかの手続きが開始された場合、他方の手続きへの変更はできない。紛争が発生した場合、まず当事国同士が合意すべく協議を行う。これには、政府間協議と民間団体間の協議の2種類がある。もし、合意に至らない場合は、3か国の閣僚級で構成される「自由貿易委員会」(Free Trade Commission)があっせん、調整、調停などによる紛争解決を図る。同委員会によっても解決されない時は、当事国の要請に基づいて法律家5名で構成されるパネルが設置される。裁定は強制力を持ち、パネルの裁定の不履行に対しては制裁措置を取ることができる。

なお、その後カナダは南米のチリとの間にも自由貿易協定を締結し、アメリカも03年12月に中米諸国(エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア)と自由貿易協定に合意するなど、南北アメリカ全体に自由貿易協定が拡大している。^(注11)

(注9) 酪農は基幹品目であるだけに、各国の激しい駆け引きが繰り返されている。鈴木(2003)によると、アメリカはウルグアイ・ラウンド交渉では競争力のあるオーストラリアとニュージーランドからの輸入を阻止するために輸入数量制限を死守する一方で、NAFTAではアメリカの酪農の競争力が最も強いいため、輸入数量制限の撤廃とゼロ関税という全く正反対の主張をしていたという。

(注10) 特別セーフガードの対象となる品目については、協定の第7章のAnnex703.3に記載されている。アメリカとカナダについては野菜や果物中心で、畜産物についてはメキシコにのみ認められている(生体の豚や豚肉など)。

(注11) Food & Agriculture, JETRO, 2003年12月29日, 4~5頁。

(2) 各国間協定の内容

周知のことであるが、農畜産物分野の二国間協定における例外品目の設定は、協定ごとに大きく異なっている(第3表)。最もオープンなのはメキシコに対アメリカ政策である。メキシコ政府は、すべての関税や輸入割当、輸入ライセンス制度を、遅くとも15年目までに完全撤廃することに合意した。このうち政府の許可制であることが問題視されていた輸入ライセンス制度は、NAFTAの発効と同時の94年1月に即時撤廃された。この中には、家きん肉や乳製品が含まれているが、これらの品目についても輸入ライセンス制度を廃止して関税割当制度に移管して、2次関税を10年目ないし15年目で廃止することになった。

また、メキシコは、牛肉の輸入に対して20%(生鮮および冷蔵)ないし25%(冷凍)の関税を課していたが、94年1月のNAFTA発効と同時にこれを撤廃している。さらに、生体の牛に課していた15%の関税もNAFTA発効とともに即時撤廃した。

その他の二国間協定では例外品目が設けられた。共通しているのが乳製品と家きん肉である。特に問題なのが乳製品である。カナダは、WTO協定では乳製品等の輸入に対して関税割当制度を導入し、割当枠を超える輸入に対しては高い2次関税を課すことにしたが、これをNAFTA加盟国にも適用している。

関税割当外の輸入に課す関税相当量は、初年度の95年度はチェダーチーズ289%、バター351%、鶏肉280%とかなり高くなっ

ている。低い関税率の関税割当の数量は、WTO協定とNAFTAの取り決めのうち大きい方を適用することになっている。また、アメリカも乳製品の輸入に対しては関税割当を適用することとし、割当枠を超える輸入に対しては、100%近い関税を課している。家きん肉も例外品目の対象となっている。たとえば、カナダの場合、生乳生産と同様に供給管理政策下にあり、WTO協定に基づく関税割当が設定されている。

これに対して、牛肉や豚肉、および生体の牛や豚に関しては、メキシコだけでなくカナダやアメリカも関税をほぼ撤廃している。たとえば、先述したように、アメリカとカナダ間では、89年に発効した米加自由貿易協定を包含しているため、乳製品、家きん肉、卵などの例外品目を除いた農畜産物については、98年までの10年間で撤廃することが定められた。

カナダは、WTO協定の中で食肉輸入法を撤廃のうえ関税化し、牛肉については製品重量ベースで76,409トンの関税割当枠を設定した。枠内の関税は無税で、関税割当数量を超える牛肉の輸入については30%程度の2次税率が適用されるがNAFTA加盟国には適用されない。この点はアメリカも同様である。やはり食肉輸入法を関税化して、関税割当制度に移管したが、NAFTA締結国に対する措置は適用されず無税となっている。

生体の家畜、牛肉、豚肉の関税撤廃は、予想以上のスピードで進み、93年にはすでに無税となった。このような関税の撤廃が、

第3表 主な畜産物のNAFTAにおける取り決め

	WTO協定	NAFTA合意	WTO協定	NAFTA合意
	牛肉		豚肉	
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 食肉輸入法を関税化 696 621トンの関税割当枠を設定 割当枠内の関税は、輸入の大半を占める加工用牛肉と半丸枝肉が4.4セント/kg,高級部分肉が4%,加工済み牛肉が10% 割当枠を超える輸入に対する2次関税率を31.1%と設定して、2000年まで26.4%(15%の削減)まで下げる。 	<ul style="list-style-type: none"> カナダとメキシコは関税割当枠の適用外で輸入数量は適用されない。 カナダに関しては、米加自由貿易協定を前倒しで達成しており無税 メキシコに関してはNAFTA発足と同時に無税 	<ul style="list-style-type: none"> 関税化対象品目ではない。 枝肉は無税 加工(部分)肉の関税を2.2セント/kgから2000年には1.4セントまで引き下げる(36%の削減率) 	<ul style="list-style-type: none"> 加工(部分)肉の関税も無税 メキシコに対しては即時撤廃(ただし、豚コレラ汚染地域からの輸入は調理し、密封したものに限定される。)
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 食肉輸入法を関税化 76 409トンの関税割当枠を設定 割当枠内の関税は無税 割当枠を超える輸入については、関税率30%程度 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカとメキシコは関税割当枠の対象外で輸入数量は適用されない。 アメリカに関しては、米加自由貿易協定を前倒しで達成しており無税 メキシコに関してはNAFTA発足と同時に無税 	<ul style="list-style-type: none"> 関税化品目でないため関税割当の対象外で、関税は無税 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカに関しては、米加自由貿易協定を前倒しで達成しており無税 メキシコに関してはNAFTA発足と同時に無税
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 92年に生鮮と内臓について関税を0.20%に、冷凍に関しては25%に関税を引き上げた。 	<ul style="list-style-type: none"> NAFTA発足と同時に、アメリカとカナダに対しては無税 内臓については10年間で撤廃(アメリカ) 	<ul style="list-style-type: none"> セーフガード(68 500トン)で、毎年3%拡大する。 関税率20% 	<ul style="list-style-type: none"> 関税割当枠によるセーフガードは2003年に失効 10年で関税撤廃
	牛(生体)		豚(生体)	
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 純粋種生育用及び酪農用は無税 その他は2.2セント/kg 	<ul style="list-style-type: none"> カナダに対しては93年までに撤廃 メキシコに対してはNAFTA発効時に即時撤廃 	無税(相殺関税を除く)	同左
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 純粋種生育用及び酪農用は無税 その他は2.2セント/kg 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカに対しては93年までに撤廃 メキシコに対してはNAFTA発効時に即時撤廃 	無税	同左
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 92年に関税を0~15%に引上げ(生育用以外) 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ、カナダの双方に対して関税を撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 純粋種以外の豚については20%の関税 関税割当制度の導入(37万頭、毎年3%拡大) 2次関税率は最惠国関税とNAFTA以前の関税水準の低い方を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 関税については、NAFTAに基づいて2003年に失効 関税割当によるセーフガードも同年失効
	家きん肉		乳製品	
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 部分肉 22.176セント/kg 分割しない鶏肉 11.188セント/kg 家きん肉については2000年までに20%削減 	<ul style="list-style-type: none"> メキシコに対しては即時無税(ただし、すべての家きん肉製品は調理し、密封しなければならない) カナダに対してはWTO協定を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 農業調整法22条に基づく輸入規制措置(ウエーバー)を関税化し、2次関税率を設定(2000年までに15%削減、主な品目は以下の通り) 脱脂粉乳 101.8865セント/kg バター 181.31541セント/kg チーズ 144.31227セント/kg 	<ul style="list-style-type: none"> メキシコに対しては、割当枠を毎年3%拡大し、2003年には撤廃された。 カナダに対してはWTO協定を適用
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 輸入割当制度を関税化 鶏肉(及びその調整品)の関税割当枠は、NAFTAの規定(当該年の前年の国内生産量の75%)と、WTO協定で定められた39 843トンの大きい数量 関税割当内の関税率は5%、割当枠を超える数量に対する2次関税率は249% 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカとメキシコ両国に対してWTO協定を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 関税割当制度を導入し、300%前後(チーズ289%、バター351.4%、脱脂粉乳237.2%など)の2次関税率を課す。 ただし、乳製品が50%未満の調整品については割当制度の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ、メキシコの双方に対して例外品目であるためWTO協定を適用
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 輸入ライセンスを関税化 割当枠は毎年3%拡大し、2次関税率は133~260%の関税を適用 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカに対しては、10年目の2003年に撤廃 カナダに対してはWTO協定を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入ライセンスから割当制度に移行 粉乳と主なチーズ製品2次関税率は、139%を下回らないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカに対しては、10年または15年で割当枠を撤廃 カナダに対してはWTO協定を適用

資料 本郷秀毅・藤野哲也(1998),JETRO(2003),USDA「NAFTA Commodity Supplement」より作成

前節の分析で明らかとなった貿易構造の変化の要因になっているといえる。

(3) NAFTAにおける貿易紛争

NAFTAによって最も大きな影響を受けたのはメキシコであろう。特に、対アメリカ貿易ではすべての品目において関税を撤廃していることもあり、対アメリカ貿易は大幅な赤字となっている。

市場アクセスについては、03年1月1日に約400品目（HS 8けた分類）の関税が撤廃されたことで、有税品目はわずか31品目となり、農業団体は、特にアメリカからの輸入増加を受けて、NAFTAの農業分野に関して再交渉を主張するほど危機感を抱いている。メキシコ政府も農業団体の主張を無視することができなくなり、農業団体と交渉を行い、NAFTAの農業分野がメキシコ農業に与える影響について評価を実施することを確約せざるをえない状況に追い込まれた。

また、家きん肉の関税措置の取り扱いについては、03年1月からメキシコ政府はアメリカ産家きん肉に対する関税措置（関税割当制度）を撤廃する予定であったが、同年1月22日に6か月間の暫定的なセーフガード措置を講ずると発表し、その後アメリカの同意を得て7月25日付けで正式に発動することになった。^(注12)

さらに、98年にメキシコ豚肉生産者会議は、アメリカ産の生体豚が不当な安値でメキシコに輸出されているとして、通商産業振興長官に対しダンピング調査を要請

^(注13)した。長官はアメリカの豚輸出業者について、アンチダンピング調査を開始した。結局、この要請を認め、99年1月31日にアメリカから輸入される豚に「代償」関税を課すことを決定した。

関税の撤廃による影響とともに近年注目されているのが検疫である。現在、メキシコからアメリカへの鶏肉輸出については、検疫・検査を行うUSDAの動植物検疫局（APHIS）と食品安全検査局（FSIS）により、防疫上（ニューカッスル病など）の理由から加工済みの鶏肉のみが認められている。

その際には、この2州から搬出され、ニューカッスル病に感染していないことを文書で示さなければならない。^(注14)なお、00年にはシナロア州およびソノラ州については、アメリカから成鳥を輸入して、メキシコ国内でと畜・加工してアメリカに再輸出することが認められた。

これは豚も同様で、アメリカはこれまでメキシコを豚コレラ清浄国として認定していなかったため、同国からの豚肉輸入を禁止してきた。しかし、その後NAFTAおよびWTO協定に基づき輸出許可を求めるメキシコ政府からの要請を受け検討した結果、ソノラ州からの豚肉に限って輸入を認めることとした。その場合でも、USDAは、同州から輸入することのできる豚肉は同州で肥育、と畜されたもので、豚コレラ感染の危険性が高い他の地域の豚と接触しておらず、また同州から搬出されたことを証明するメキシコ政府の証明書の添付を義

務付けて^(注15)いる。

ここでは触れなかったが、アメリカとカナダの間にも様々な係争があり、生産者を中心に各国に不満が渦巻いている。パッカーの直接投資に代表されるように、企業の海外投資の環境が整備され、活発な投資活動が展開されているのとは対照的である。

(注12) NAFTA第8章(緊急措置)第801条(2国間措置)に基づき要請がなされた。

- ・今回の暫定的なセーフガードの発動対象品目はアメリカ産家きん肉のうち、もも肉のみとする(その他のアメリカ産家きん肉に対する関税は撤廃される)。
- ・2003年枠として10万トンの無税枠を設けるが、この間に5万トンを超えて行われた輸入に対しては、98.8%の関税を賦課する。この税率は2004年から5分の1ずつ漸次引き下げ、2008年には完全に撤廃することになった。
- ・今回合意された無税枠の10万トンは、年間1%ずつ拡大する。Food & Agriculture, JETRO, 2003年8月4日(2449号), 4~5頁。

(注13) JETRO(2003), 11頁。なお、NAFTA締結国は、アンチダンピング税や相殺関税関連の国内法を保持することができる。また、他の締結国アンチダンピング税および相殺関税に関する最終決定について、2国間パネルの審査を請求することができる。NAFTA協定には、アンチダンピングであると判断するための基準や統一した手続きや、相殺関税を設定するタイミングとその手続きに関する規定がない。USDA(2002), p.7.

(注14) USDA(2000), p.16.

(注15) USDA(2000), p.13.

4 まとめ

最後にこれまでの分析をまとめておこう。NAFTAの影響もあり、アメリカ、カナダ、メキシコ間の貿易は拡大し、各国の農畜産物貿易全体に占める比率も高くなっている。それだけ域内の貿易関係が緊密化していることを示している。

しかしながら、その構造は、カナダからアメリカ、メキシコと一方的に流れるという構造となっている。近年貿易のようにNAFTA本来の目的である関税の撤廃が進んだ品目で、増加が著しい牛肉と豚肉の取引においては、最後に日本(牛肉では韓国も含む)という輸出市場が存在してはじめて完結する図式となっている。ただし、カナダとアメリカのBSE発生を受けてこのような状況は大きく変化するものと予想されるだけに、今後の状況変化に注目する必要がある。

また、アメリカにおけるBSE発生で注目されているのが家畜の生体での取引の増加である。畜産をめぐる問題をアメリカの国内問題としてのみとらえることはもはや不可能で、北米全体を分析の対象としなければならない。

このような貿易の変化を促した要因の一つがNAFTAである。NAFTAは、一定の移行期間内に関税を撤廃することを主な目的の一つとした地域協定であるが、品目によって取り決めが異なっている。たとえば、牛肉や豚肉については、その生体での取引も含め関税は発効の時点でほぼ撤廃され、メキシコの通貨危機を契機とする経済状況の変化によって一時的に影響を受けたものの、近年貿易は急激に拡大している。ただし、繰り返しになるが、あくまでも先に述べたような貿易構造を強化する方向に進んでいることに注意する必要がある。

なお、10年等の猶予期間を置いたのちに関税が撤廃される品目が受ける影響につい

ては、今後の推移をみないと判断できないが、メキシコの農業団体が示した反発は、発効時に関税が撤廃された品目においてメキシコが受けた影響が同国の生産者にとって極めて不利であることを示唆している。

また、カナダのアメリカ向け輸出の増加要因として重要なのがアメリカからの直接投資である。協定締結を受けてアメリカ系パッカーはカナダに積極的に投資を行い、同国の畜産業において積極的な事業展開を行っている。豚肉や鶏肉についても、アメリカ系パッカーがメキシコ企業に出資するなど、投資活動は盛んである。貿易拡大の背景にはこのような積極的な投資がある。

他方、各国間の協定には様々な例外品目が盛り込まれ、関税撤廃の対象外とされている。特に、日本の米に相当する基幹品目といえる乳製品に関しては、カナダもアメリカもその手厚い国内保護を守るために、そろって乳製品を例外品目としている。

このような品目間の相違は、各国がその自然的かつ歴史的条件の枠内で独自の農業政策を展開しているからで、協定国間で急に関税を撤廃することは非常に困難であることを示している。それだけに、対アメリカ交渉において例外品目を設けなかったメキシコにおいて、協定の内容を見直す動き

が出ていることは注目される。また、関税を撤廃した品目についても紛争が発生している。つまり、互いの農業政策をある程度尊重しながら、例外品目を設けて妥協を行ってきたことこそが協定締結のためには必要不可欠な手法なのである。自由化すべき領域設定と例外品目の選定は間違いなく交渉の重要な要素となっている。

< 引用・参考文献 >

- ・大江徹男（2002）『アメリカ食肉産業と新世代農協』日本経済評論社
- ・鈴木宣弘（2003）「日・韓 FTA をめぐる動向と課題」『農村と都市を結ぶ』9月号
- ・藤本晴久（2003）「米国における農産物・食品貿易政策の新展開 高付加価値生産物（High-Value Agricultural Products:HVP）輸出政策を中心に」『農業市場研究』農業市場学会、第12巻第1号（通巻57号）
- ・松原豊彦（2004）『WTOとカナダ農業』筑波書房
- ・本郷秀毅・藤野哲也（1998）「米国のWTO農業協定の実施状況と今後の方向」『畜産の情報』農畜産振興事業団、10月号
- ・渡辺裕一郎・樋口英俊（2001）「メキシコの豚肉産業の概要」『畜産の情報』農畜産振興事業団、12月号
- ・ブルースター・ニーン（中野一新監訳）（1997）『カーギル - アグリビジネスの世界戦略』大月書店
- ・JETRO（2003）『NAFTAの米墨農産物貿易に与える影響』海外農林水産情報Vol.125
- ・USDA（2000）, NAFTA Commodity Supplement, USDA.
- ・USDA（2002）, Effects of North American Free Trade Agreement on Agriculture and the Rural Economy, USDA WRS-02-1.

（主任研究員 大江徹男・おおえてつお）

